

デイケア 利用料金

(1) 介護予防通所リハビリテーション

基本 利用 料	介護保険の認定による要支援の程度によって利用料が変わります。 以下は1月あたりの介護度別サービス単位です。		
		要支援1	1,721単位
		要支援2	3,634単位
各 種 加 算	運動器機能向上加算	225単位/月	運動器の機能向上を目的として個別的に機能訓練を実施した場合、加算されます。
	リハビリテーション マネジメント加算	330単位/月	リハビリ計画書を作成し、リハビリを実施された場合、加算されます。
	栄養改善加算	150単位/月	管理栄養士が利用者の栄養状態を考慮した栄養計画を作成した場合、加算されます。
	口腔機能向上加算	150単位/月	口腔清掃の指導又は実施、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導又は実施を行った場合、加算されます。
	若年性認知症利用者 受入加算	240単位/月	若年性認知症の方が利用される場合、加算されます。
	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 72単位/月	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合、加算されます。
		要支援2 144単位/月	
	選択的サービス複数 実施加算(Ⅰ)	480単位/月	選択的サービス(運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上)のうち2種類のプログラムを組み合わせ実施した場合、加算されます。
選択的サービス複数 実施加算(Ⅱ)	700単位/月	選択的サービス(運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上)のうち3種類のプログラムを組み合わせ実施した場合、加算されます。	
各 種 加 算	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	算定単位数の 4.7%	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために加算されます。
	介護職員等特定処遇 改善加算(Ⅰ)	算定単位数の 2%	介護職員等処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために加算されます。
	事業所評価加算	120単位/月	都道府県知事の評価で、要支援状態の維持・改善の割合が一定であった場合、加算されます。

(2) 通所リハビリテーション

基本 利用 料	介護保険の要介護認定による要介護の程度によって利用料が変わります。 以下は1日あたりの介護度別サービス単位です。					
		【3時間以上 4時間未満】	【4時間以上 5時間未満】	【5時間以上 6時間未満】	【6時間以上 7時間未満】	【7時間以上 8時間未満】
	要介護1	446単位	511単位	579単位	670単位	716単位
	要介護2	523単位	598単位	692単位	801単位	853単位
	要介護3	599単位	684単位	803単位	929単位	993単位
	要介護4	697単位	795単位	935単位	1,081単位	1,157単位
要介護5	793単位	905単位	1,065単位	1,231単位	1,317単位	
各種 加算	入浴加算	50単位/日		入浴を希望された場合、加算されます。		
	リハビリテーション マネジメント加算(Ⅰ)	330単位/月		リハビリ計画書を作成し、リハビリを実施された場合、加算されます。		
	リハビリテーション マネジメント加算(Ⅱ)	6月以内 850単位/月		リハビリテーション会議を開催し、その内容を関係者が共有し、通所リハビリ計画書を、利用者又はその家族に対し説明をして同意を得るとともに、説明した内容について医師へ報告した場合、加算されます。		
		6月以降 530単位/月				
	リハビリテーション マネジメント加算(Ⅲ)	6月以内 1,120単位/月		リハビリテーション会議を開催するとともに、通所リハビリテーション計画書について、通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、加算されます。		
6月以降 800単位/月						
リハビリテーション マネジメント加算(Ⅳ)	6月以内 1,220単位/月		リハビリマネジメント加算(Ⅲ)にプラス、通所リハビリテーション計画書の内容に関するデータを、厚生労働省に提出している場合、加算されます。			
	6月以降 900単位/月					

各種 加算	リハビリテーション 提供体制加算	3時間から4時間未満 12単位/回	リハビリテーション事業所において、常時、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計が一定以上配置されている場合、加算されます。
		4時間から5時間未満 16単位/回	
		5時間から6時間未満 20単位/回	
		6時間から7時間未満 24単位/回	
		7時間以上 28単位/回	
	短期集中個別リハビリ テーション実施加算	110単位/日	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内に、個別リハビリテーションを行った場合、加算されます。
	認知症短期集中リハビリ テーション実施加算(Ⅰ)	240単位/日	認知症の方に1週間に2日程度の個別リハビリテーションを実施した場合、加算されます。
	認知症短期集中リハビリ テーション実施加算(Ⅱ)	1,920単位/日	月に4回以上リハビリを実施し、リハビリの実施頻度・場所・時間が記載された計画書を作成した場合、加算されます。
	生活行為向上リハビリ テーション実施加算	2,000単位/月	利用開始日から3月以内に、生活行為の充実に 関するための目標を踏まえたリハビリテーションの実 施を提供した場合、加算されます。
		1,000単位/月	利用開始日から3月超6月以内に、生活行為の 充実に関するための目標を踏まえたリハビリテーシ ョンの実施を提供した場合、加算されます。
栄養改善加算	150単位/回	管理栄養士が利用者の栄養状態を考慮した 栄養計画を作成した場合、加算されます。	
栄養スクリーニング加算	5単位/回	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態 について確認を行い、栄養状態に係る情報 を介護支援専門員に文書で共有した場合、 加算されます。	
口腔機能向上加算	150単位/日	口腔清掃の指導又は実施、摂食・嚥下機能 に関する訓練の指導又は実施を行った場 合、加算されます。	
若年性認知症利用者 受入加算	60単位/日	若年性認知症の方が利用される場合、加算され ます。	
重度療養管理加算	100単位/日	要介護3, 4, 5であって手厚い医療が必要な場 合、加算されます。	

各種加算	社会参加支援加算	12単位/日	通所リハビリテーションの利用により、社会参加への移行状態が規定以上であった場合、加算されます。
	中重度者ケア体制加算	20単位/日	重度要介護者を受け入れる職員体制と、要介護3以上の利用者の割合が規定以上であった場合、加算されます。
	サービス提供体制強化加算(1)イ	18単位/日	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合、加算されます。
	介護職員処遇改善加算(1)	算定単位数の4.7%	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために加算されます。
	介護職員等特定処遇改善加算(1)	算定単位数の2.0%	介護職員等処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために加算されます。
減算	送迎減算	47単位/回減算	居宅と事業所との間の送迎を行わない場合に、片道につき減算されます。

※春日井市は地域区分が6級地となるため1点=10.33円での請求となります。

なお、実際の清算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

[保険給付外の自己負担額]

費目	金額	内容
食費 (ご利用の方のみ)	620円	昼食
	550円	夕食
教養娯楽費	50円	レクリエーションなど
日用費	40円	ペーパータオルなどの消耗品
おむつ代	30円	パット
	100円	リハビリパンツ
	100円	紙おむつ
時間外施設使用料	30分につき 800円	家族の都合で営業時間を越えた場合
キャンセル料	620円	前日の19時までに連絡がなかった場合

※利用開始にあたり、連絡袋を用意させていただきますので、500円を徴収させていただきます。